新潟県条例第3号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下この条において「移動後条等」という。)に対応する同表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下この条において「移動条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、号及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

部分に対応する改正部分か存任しない場合には当該改正後部分を加える。									
	改	正	後			改	正	前	
第2条	(略)				第2条	(略)			

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児休業をしている職員が<u>、産前</u>の休業を始め、<u>又は</u>出産したことにより<u>、当該</u>育児休業の承認が効力を<u>失った後</u>、当該産前の休業<u>又は</u>出産に係る子<u>が次に掲げる場合に該当する</u>こととなったこと。

ア 死亡した場合

- <u>イ</u>養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する 事由に該当したことにより当該育児休業の承認 が取り消された後、同条に規定する承認に係る 子が次に掲げる場合に該当することとなったこ

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児休業をしている職員が<u>産前</u>の休業を始め <u>若しくは</u>出産したことにより<u>当該</u>育児休業の承 認が効力を<u>失い、又は第5条に規定する事由に 該当したことにより当該育児休業の承認が取り</u> <u>消された後</u>、当該産前の休業<u>若しくは</u>出産に係 る子<u>若しくは同条に規定する承認に係る子が死</u> <u>亡し、又は養子縁組等により職員と別居する</u>こ ととなったこと。

と。

- ア 前号ア又はイに掲げる場合
- イ 民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第 1項の規定による請求に係る家事審判事件が 終了した場合 (特別養子縁組の成立の審判が 確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立し ないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規 定による措置が解除された場合
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- <u>(6)</u> (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

- 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に 規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)を している職員(以下「育児短時間勤務職員」と いう。)が、産前の休業を始め、又は出産したこ とにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を 失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が 第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当する こととなったこと。
 - (2) 育児短時間勤務職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - <u>(6)</u> (略)
 - (7) (略)

(部分休業の承認)

第26条 (略)

2 一般職員勤務時間条例第15条若しくは市町村立 学校職員勤務時間条例第14条の規定による特別休 暇(女性職員が生後満1年に達しない生児を育て る場合に承認されるものに限る。)、一般職員勤務 時間条例第16条の2第1項若しくは市町村立学校 職員勤務時間条例第15条の2第1項の規定による 介護時間又は労働基準法(昭和22年法律第49号) 第67条の規定による育児時間の承認を受けて勤務 しない職員に対する部分休業の承認については、

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- <u>(5)</u> (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1年を経過しない場合に育児短時間勤務をするこ とができる特別の事情)

- 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に 規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)を している職員(以下「育児短時間勤務職員」と いう。)が<u>産前</u>の休業を始め<u>若しくは</u>出産したこ とにより<u>当該</u>育児短時間勤務の承認が効力を<u>失</u> い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当した ことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消 された後、当該産前の休業若しくは出産に係る 子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡 し、又は養子縁組等により職員と別居すること となったこと。
 - (2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)

(部分休業の承認)

第26条 (略)

2 一般職員勤務時間条例第15条若しくは市町村立 学校職員勤務時間条例第14条の規定による特別休 暇(女性職員が生後満1年に達しない生児を育て る場合に承認されるものに限る。)又は労働基準法 (昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児 時間<u>を承認されている</u>職員に対する部分休業の承 認については、1日につき2時間から当該特別休 暇又は育児時間を減じた時間を超えない範囲内で 行うものとする。 1日につき2時間から当該特別休暇<u>、当該介護時間</u>又は当該育児時間<u>の承認を受けて勤務しない時間</u>を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条等」という。) に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後

(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)

- 第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達す るまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817 条の2第1項の規定により職員が当該職員との間 における同項に規定する特別養子縁組の成立につ いて家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家 事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福 祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号 の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組 里親である職員に委託されている児童その他これ らに準ずる者として人事委員会規則で定める者を 含む。以下この条において同じ。)のある職員(職 員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午 後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下 この項において同じ。)において常態として当該子 を保育することができるものとして人事委員会規 則で定める者に該当する場合における当該職員を 除く。)が、当該子を養育するために請求した場合 には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深 夜における勤務をさせてはならない。
- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第3項において同じ。)をさせてはならない。

(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。)をさせてはならない。
- 3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常 生活を営むのに支障がある者(以下この項におい て「要介護者」という。)を介護する職員について

準用する。この場合において、第1項中「小学校 就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の 配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10 時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この 項において同じ。)において常態として当該子を保 育することができるものとして人事委員会規則で 定める者に該当する場合における当該職員を除 く。)が、当該子を養育する」とあるのは「要介護 者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深 夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午 前5時までの間をいう。)に」と、前項中「小学校 就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該 子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員 が当該要介護者を介護する」と読み替えるものと する。

4 (略)

3 (略)

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常 <u>生活を営むのに支障がある者を介護する職員につ</u> いて準用する。この場合において、第1項中「小 学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29 年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職 員が当該職員との間における同項に規定する特別 養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属し ている場合に限る。)であって、当該職員が現に監 護するもの、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4 に規定する養子縁組里親である職員に委託されて いる児童その他これらに準ずる者として人事委員 会規則で定める者を含む。以下この条において同 じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であ るものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時ま での間をいう。以下この項において同じ。)におい て常態として当該子を保育することができるもの として人事委員会規則で定める者に該当する場合 における当該職員を除く。)が、当該子を養育」と あり、第2項中「小学校就学の始期に達するまで の子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び 前項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子 を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日 常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」 という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、 第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午 後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)にお ける」と、前項中「当該請求をした職員の業務を 処理するための措置を講ずることが著しく困難で ある」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」 と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

5 (略)

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、 特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇とす る。

(介護休暇)

- 第16条 介護休暇は、職員が<u>要介護者(</u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの<u>をいう。以下同じ。)</u>の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護休暇の期間は、<u>指定期間</u>内において必要と 認められる期間とする。

3 (略)

(介護時間)

- 第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

(組合休暇)

第17条 (略)

2 <u>第16条第3項</u>の規定は、組合休暇について準用 する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇<u>、介護時間</u>及び 組合休暇の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、 特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、 1 親等の親族その他人事委員会規則で定める者で 負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定め る期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも のの介護をするため、勤務しないことが相当であ ると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が</u> 同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と 認められる期間とする。
- 3 (略)

(組合休暇)

第17条 (略)

2 <u>前条第3項</u>の規定は、組合休暇について準用する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の 承認)

第18条 病気休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第5号)の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条等」という。) に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条等」 という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後

第8条の2 市町村教育委員会は、小学校就学の始

(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)

(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)

正

前

弘

- 期に達するまでの子<u>(民法(明治29年法律第89号)</u> 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員と の間における同項に規定する特別養子縁組の成立 について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係 る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限 る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児 童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第 3号の規定により同法第6条の4に規定する養子 縁組里親である職員に委託されている児童その他 これらに準ずる者として人事委員会規則で定める
 - (職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜 (午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。 以下この項において同じ。)において常態として当 該子を保育することができるものとして人事委員 会規則で定める者に該当する場合における当該職 員を除く。)が、当該子を養育するために請求した 場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、

者を含む。以下この条において同じ。)のある職員

2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第3項において同じ。)をさせてはならない。

深夜における勤務をさせてはならない。

第8条の2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第4項</u>において同じ。)をさせてはならない。
- 3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常 生活を営むのに支障がある者を介護する職員につ いて準用する。この場合において、第1項中「小 学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29 年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職 員が当該職員との間における同項に規定する特別 養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 _(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属し ている場合に限る。)であって、当該職員が現に監 護するもの、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4 に規定する養子縁組里親である職員に委託されて いる児童その他これらに準ずる者として人事委員 会規則で定める者を含む。以下この条において同 じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であ るものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時ま での間をいう。以下この項において同じ。)におい て常態として当該子を保育することができるもの として人事委員会規則で定める者に該当する場合 における当該職員を除く。)が、当該子を養育」と あり、第2項中「小学校就学の始期に達するまで の子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び 前項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子 を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日 常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」 という。)のある職員が、当該要介護者を介護」と、 第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午 後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)にお ける」と、前項中「当該請求をした職員の業務を 処理するための措置を講ずることが著しく困難で ある」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」 と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、 特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とす る。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届│第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしない

定める者に該当する場合における当該職員を除 く。)が、当該子を養育する」とあるのは「要介護 者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深 夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午 前5時までの間をいう。)に」と、前項中「小学校 就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該 子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員 が当該要介護者を介護する」と読み替えるものと する。

4 (略)

(略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、 特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(介護休暇)

出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市町村教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、<u>指定期間</u>内において必要と 認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、市町村立学校職員の給与 に関する条例第16条の2の規定にかかわらず、そ の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定 する勤務1時間当たりの給与額を控除する。

(介護時間)

- 第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

(組合休暇)

第16条 (略)

2 <u>第15条第3項</u>の規定は、組合休暇について準用 する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇<u>、介護時間</u>及び 組合休暇の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、市町村教育委員会の承認を受けなければならない。

みてド

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、 1 親等の親族その他人事委員会規則で定める者で 負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定め る期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも のの介護をするため、勤務しないことが相当であ ると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が 同項に規定する介護を必要とする一の継続する状 態ごとに、連続する6月の期間内において必要と 認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、市町村立学校職員の給与 に関する条例第16条の2の規定にかかわらず、そ の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定 する勤務1時間当たりの給料額を控除する。

(組合休暇)

第16条 (略)

2 前条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の 承認)

第17条 病気休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、市町村教育委員会の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。
- 3 第3条の規定による改正前の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第3条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、市町村教育委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。
- 4 施行日から平成29年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の2第1項及び第3条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第1項中「に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

(人事委員会規則への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。